

議第21号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(8)の6の項エ中(サ)を(シ)とし、(ニ)を(イ)とし、(ク)を(ロ)とし、(ク)の次に次のように加える。

（ク）法第27条の規定による許可証の交付の申請の受付

別表(47)の項ハ中「第60条」を「第60条第1項」に改め、同表(48)の項セ中「第60条」を「第60条第1項および第2項」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表(8)の6の項エの改正規定は、公布の日から施行する。